

相談体制



健康推進課(保健センター)
子育て世代包括支援センター
 ☎81-7889
 平日午前8時30分～午後5時15分
 (火・木曜日は午後7時まで)



子育てコン
 シェルジュ

子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点
 ☎21-1446
 平日午前8時30分～午後5時15分



社会福祉士

子ども家庭
 支援員

助産師

相談

支援

相談

プレママパパ塾

妊娠期から出産期までの過ごし方
 や育児に関する基本的な知識を学び
 ます。赤ちゃんの沐浴のデモンスト
 レーションも行います。



どならない!子育て練習講座(そだれん)

「子どもに上手に伝えるしつけ」ほ
 め方・しかり方・コミュニケーション
 の取り方をロールプレイを交えな
 がら学びます。



取り組み(例)

里親制度ご存じですか? ☎川越児童相談所 ☎049-223-4152

里親制度は、何らかの事情で子ども
 の養育が難しくなった場合に、その事
 情がなくなるまでの間、児童福祉法に
 基づき、都道府県が、里親として登録
 していただいた人に委託して養育を行
 う制度です。

子どもたちの身近にいる人が里親に
 なっていれば、子どもたちは、保育園
 や幼稚園を休んだり、転校などをす
 ることなく、安心して保護者の病気の回
 復や抱える問題の解決を待つことがで
 きます。

Q. 誰でも里親になれるのですか?

A. 子育てをしたことがなくても里親になることは可能です。また、単
 身者でも共働きでもなれます。しかし、子どもを自分の家庭に迎え
 入れて養育したいという、子どもへの温かい愛情と正しい理解があ
 るかどうか重要です。説明、研修を受け、そのうえで里親の登録
 申請をしていただきます。

Q. 養育のアドバイスは受けられますか?

A. 研修では、養育する上で配慮事項や、起きやすい困りごとなどに
 ついても取り上げます。里親となった後も児童相談所、子育て支援課、
 児童福祉施設の里親支援専門相談員などが一緒に対応しています。

特集に関する問合せ 子育て支援課 ☎21-1446 ☎23-2239

子どもは、小さく弱い、でもそれだけではありません。
 子どもは、力を持っています。

子どもは、みんなの力を引き出し、みんなの笑顔を作ります。
 子どもは、私たちの未来そのものです。

特集 子どもまんなか、 東松山市の子育て支援

東松山市では、令和4年度から「子ども家庭総合支援
 拠点」を子育て支援課に設置しました。これは、保健セ
 ンターに設けられた「子育て世代包括支援センター」と
 ともに機能することで、子育てに何らかの困難を抱えた場
 合のセーフティネット機能を高めるための拠点です。

子育ては、子ども自身の育つ力を前提として、最も身
 近でその成長を心から望むお母さんやお父さんなどの家

族の力、地域の皆さんのまなざしや支え、保育園や幼稚
 園、学校の先生方やお友達との関わり、病院をはじめと
 する様々な機関や施設などの皆さまの応援のもとで行う
 ものです。

しかし、もしもあなたが、あるいは、あなたのそばで
 子育てをしている方が、何らかの「困難」「難しさ」を抱え
 た時やそのような心配が生じた時には、ご連絡ください。

子育ての中で寄せられる様々な相談

子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在
 宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うとされています。
 また、次のような子育てをめぐる困難が、支援すべき課題として例示されています。 参考：厚生労働省設置運営要綱

保健相談

妊娠期、出産直後、子育て期の悩みや相談、
 乳児家庭全戸訪問事業を受けての継続訪問
 など

育成相談

育児に関する相談、不
 登校、ひきこもり、い
 じめなど

発達相談

言葉が遅い、こだわり
 が強い、発達にバラツ
 きがあるなど

養護相談

保護者の病気、離婚、経済的問題など、何
 らかの事情によって養育が難しくなった、
 養育環境が整わないといった相談。児童虐
 待やそのおそれがあるといった相談など

非行相談

少年非行、子どもの問
 題行動に関する相談な
 ど

その他の相談

ヤングケアラーに関す
 る相談など

コラム 「体罰としつけの違いって?」

体罰としつけの違いをご存知でしょうか。国のガイド
 ラインでは、次のように示されています。

- ・体罰：軽くても、苦痛や意図的な不快感をもたらす行
 為(罰)
- ・しつけ：子ども自身を伸ばし、社会において自律でき
 るよう、子どもをサポートする行為

親は、子どもを養育していく上で「将来、困らないよ
 うにしないと」という思いから、しっかりとしつけをし

ようします。このため時には、子どもに罰を与えよう
 とすることもあられるかもしれません。

しかし、子どもをしつける時には、発達に応じて子
 どもの能力に合う方法で行う必要があり、子どもをサポート
 して社会性を育むことが大切です。

子育てで悩んだ時はひとりで悩まず、周囲の人や公の
 相談機関に相談してみるのも解決の糸口になるかもしれ
 ません。

参考：厚生労働省 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会「体罰
 等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」2020